

## 京都訴訟 第7回 公判の様子

10月9日(水)  
第101号法廷  
傍聴者:85名  
(傍聴満席)  
天気:晴れ

今日は原告の後見人である竹下氏(弁護士)も、出席されました。いつも他の用事と重なるので、公判への出席は1年ぶりくらいでしょうか。

裁判は原告側の弁護士が、国側の主張に対して反論しました。傍聴席にはあらかじめ骨子がプリントして配ってあったので、誰もがそれを見ながら静かに聞いていました。

その後珍しく裁判長が、あれこれ訴訟指揮をしました。裁判所としてこのあたりで、論点整理をしたい。については、原告と被告の主張がかみ合っていないので、①データを出してほしい。判断能力がある人とない人が何人くらいいるか、その内被後見になっている人(選挙権がない人)は何人、逆に判断能力が無くて被後見になっていない(=選挙権がある人)は何人とか、データを出してほしい。②この件に関して論じている文献を、教科書でも論文でもいいので出してほしい。原告・被告どちらにも求めます、と言っていました。

### あれ？やる気がおきたのでしょうか？

次回の公判期日を決める相談時、12月26日が候補に挙がると、傍聴席がざわつきました。「そんな、歳も押し詰まって気ぜわしい時に、来れへんわ」などと、隣どおしでひそひそ話。当たり前ですよ。すると裁判長が「なんかざわめきが聞こえますが、この日でもいいですかね？」等と弁護士に言いました。ちょっと申し訳なさそうな口調。

### あれ？傍聴者のことも気になっているの？

リーガルサポート(司法書士の方の社団法人)が、自分たちの立場で、「成年後見人に選挙権を。選挙権回復を求める署名」活動を展開しています。詳しくはHPより。

<http://www.legal-support.or.jp/>

## 初めての裁判傍聴体験

兵庫県たつの市手をつなぐ育成会会長 矢野一隆

「選挙権奪回裁判の傍聴に行っていただけませんか？」と県手をつなぐ育成会事務局から連絡がありました。

選挙権奪回裁判については京都をはじめ全国的に行われており、傍聴に行くこと自体が支援につながるということなので、快諾して京都まで行ってきました。でも裁判を傍聴するのは、全く初めてです。

裁判が始まってびっくり！テレビで見るような弁護士同士の駆け引きもなく、裁判官が木づちで机を叩くこともなく、淡々と進み20分ほどで閉廷。正直「何じゃこりゃ〜」でした。質問に対して国側は「次の裁判で書面で

回答します」「回答するかしないかも含めて、次回…」を繰り返すだけで、信じられなく遅い進み具合です。

裁判が終わった後は隣の弁護士会館で内容についての説明が弁護団の方々からあり、初めての参加でもよくわかりました。長期にわたっての裁判となる可能性が高いので傍聴支援も息の長い取り組みとしなければならないなと思いました。

裁判の帰りに一緒に行った知的障害者相談員のお友達とお昼を食べ、京のおばんざいバイキングでお腹一杯になったことは言うまでもありません。

次回第8回 2012年12月26日(水)14時から 101号法廷